

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市芸術創造村・国際青少年センター		
管理者名	指定期間	令和3年4月1日	～ 令和8年3月31日
担当課	教育委員会中央公民館 ・ 文化スポーツ部文化政策課		
所在地	新潟市中央区二葉町2丁目5932番地7		
根拠法令			
設置条例	新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例		
施設概要	敷地面積：10,633.07㎡ 延床面積：校舎棟 4,137.59㎡ 体育館棟 2,040.80㎡ ELV棟 38.12㎡ 野外炊事場 147.42㎡ 構造・階高：校舎棟 鉄筋コンクリート造4階建て 体育館棟 鉄筋コンクリート造2階建て ELV棟 鉄骨造4階建て 野外炊事場 鉄骨造平屋建て 主な施設内容：1階 工房・ギャラリー・休憩室×2部屋(各128㎡)、ラウンジ(178.4㎡) 2階 クリエイティブスタジオ(94.7㎡)、クリエイティブルーム×2部屋(94.7㎡、96㎡)、コミュニティスペース(146.2㎡)、水と土の文化ギャラリー(96㎡)、ワークショップルーム×2部屋(各32㎡)、和室・茶室(32㎡) 3,4階 研修室×16部屋(各32㎡)、指導員室×2部屋(各33㎡)、多目的スペース×2部屋(各128㎡)、談話室×2(各64㎡)、調理室(128㎡)、音楽室(94.7㎡) 体育館棟 体育館(1,213.6㎡)、軽運動場(318.7㎡)、浴室・脱衣所×2(109.8㎡) 野外炊事場 (147.4㎡)		

施設設置目的
文化芸術活動の支援、青少年の体験活動及び国際交流活動の支援並びに文化芸術活動を行う者、青少年及び市民相互の交流の推進をすることで、文化芸術の魅力の発信及び創出並びに次代を担う心豊かな青少年の育成をし、もって市民の豊かな生活の実現に資することを目的とする。
管理・運営に関する基本理念、方針等
1 施設の基本理念 市民と行政が一体となり、青少年健全育成と文化芸術活動にかかる様々なプログラムの展開と支援・交流のための施設を整備することにより、感性を磨き心豊かな子どもの育成及び次世代を担うアーティスト・クリエイターの育成を図る。
2 事業の運営方針 ①家庭や学校とは異なる場所で、様々な活動を体験することにより、次代を担う「心豊かな子どもを育てる」ことを目的とした施設とする。 ②国内外を問わず、アーティストやクリエイターの創作活動の支援及び青少年等との交流、市内文化施設等との連携を図り本市独自の文化芸術の魅力発信を担う。 ③市民交流及び市民力・地域力による青少年健全育成と文化芸術の創出を図る。
3 施設の管理運営方針 ①委託業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。 ②施設の設置の目的を踏まえて、機能及び役割を果たすとともに、各機能が有機的に連携し、相互に補完しながら一体的な管理によりその効用を最大限発揮させるよう、積極的に努力する。 ③施設の業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、多岐にわたる業務を総合的な調整を行い、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い実施する。 ④施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指す。 ⑤業務の実施にあたって、市の職員と密接な連絡をとり、施設の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録する。

令和7年度

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市民	施設利用者数	施設利用者数 年間70,000人以上	149,710人	A	貸館利用が伸びたことを評価する。
	施設稼働率	年間50%以上	56%	B	
	広報の充実	広報計画の策定及び計画に基づいた広報の実施	計画通り実施	B	
	事業の実施(文化芸術)	滞在制作する芸術家等 年間8組	8組実施	B	
	事業の実施(青少年)	青少年健全育成事業 年間6回以上	10回実施	B	
	各種サービス別満足度	利用者アンケートで「満足」 が85%以上	95%	B	
	苦情・要望への対応	苦情・要望には原則5営業日 以内に対応	5営業日以内に対応	B	
財務	適正な財政運営	収入計画に基づく収入の確保 及び経費の執行	適正に執行	B	
	適正な財務管理	財務マニュアルの作成及び 収支の適切な記録	作成及び記録の実施	B	
業務	安全責任者の配置と安全確保 体制の確立	・防災訓練を年2回以上実施 ・マニュアル作成	3回実施	B	
	事件、事故発生時の対応の 適切さ	発生後の速やかな市への報告 及び再発防止策の策定	速やかな報告と再発防止策の策定 の実施	B	
	コンプライアンス	コンプライアンス研修の実施 1人あたり年1回以上	1回実施	B	
	業務仕様に定める事項の 遵守	その他の業務仕様書等に定める 事項の遵守	遵守	B	
人材	職員研修の実施	内部・外部実務研修の実施 1人あたり年2回以上	1人2回以上実施	B	
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守	遵守	B	

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

当施設の文化芸術、青少年育成の両部門とも、既存イベントの充実や新企画の投入を行った。具体的には県内の若手アーティストの育成を目的としたAIR、スタッフが部門の垣根を越えて取り組んだ書初め大会などがある。結果として、新規の利用者、リピーターの獲得につなげ、利用者数は前年より約1000人の増、稼働率も評価指標の目標を上回り56%と順調に利用実績を伸ばしている。

今後も複合施設としての特色を生かし、他の施設にはない魅力的なプログラムとサービスを拡充提供すること、既存の手段に加えさらにSNSの活用を図ることで、施設の認知度、利用実績の向上に繋げていく。なお、1年後には本施設も創立10年を迎える。この10年を節目と捉え、これまで評価指標において改善が難しい項目についても、新企画の投入やこ入れ、業務内容の整理を行い、利用者数、稼働率のアップをねらう。そのための準備期間として、この1年を考えている。

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)

現地調査日: 令和8年5月28日

施設利用者数は、昨年に続き目標を大幅に上回る水準で推移しており、施設稼働率も目標を上回ったことを高く評価する。特に貸館利用者が大きく伸びたことは様々な取り組みが活かされた成果であり、今後も意欲的に取り組んでいただきたい。青少年体験活動事業においても、引き続き本施設の目的である「心豊かな子どもを育てる」の一助となる事業展開を行ったことを高く評価する。文化芸術活動支援事業においては、市内各所で活動するアーティスト・イン・レジデンスとの連携強化につながる事業展開を行ったことを評価する。

次期指定管理が令和8年度から新たにはじまり、また施設10周年の節目の年でもあるので、さらに意欲的に施設の周知、利用向上に取り組みながら、常に安全安心な施設運営に取り組んでほしい。